

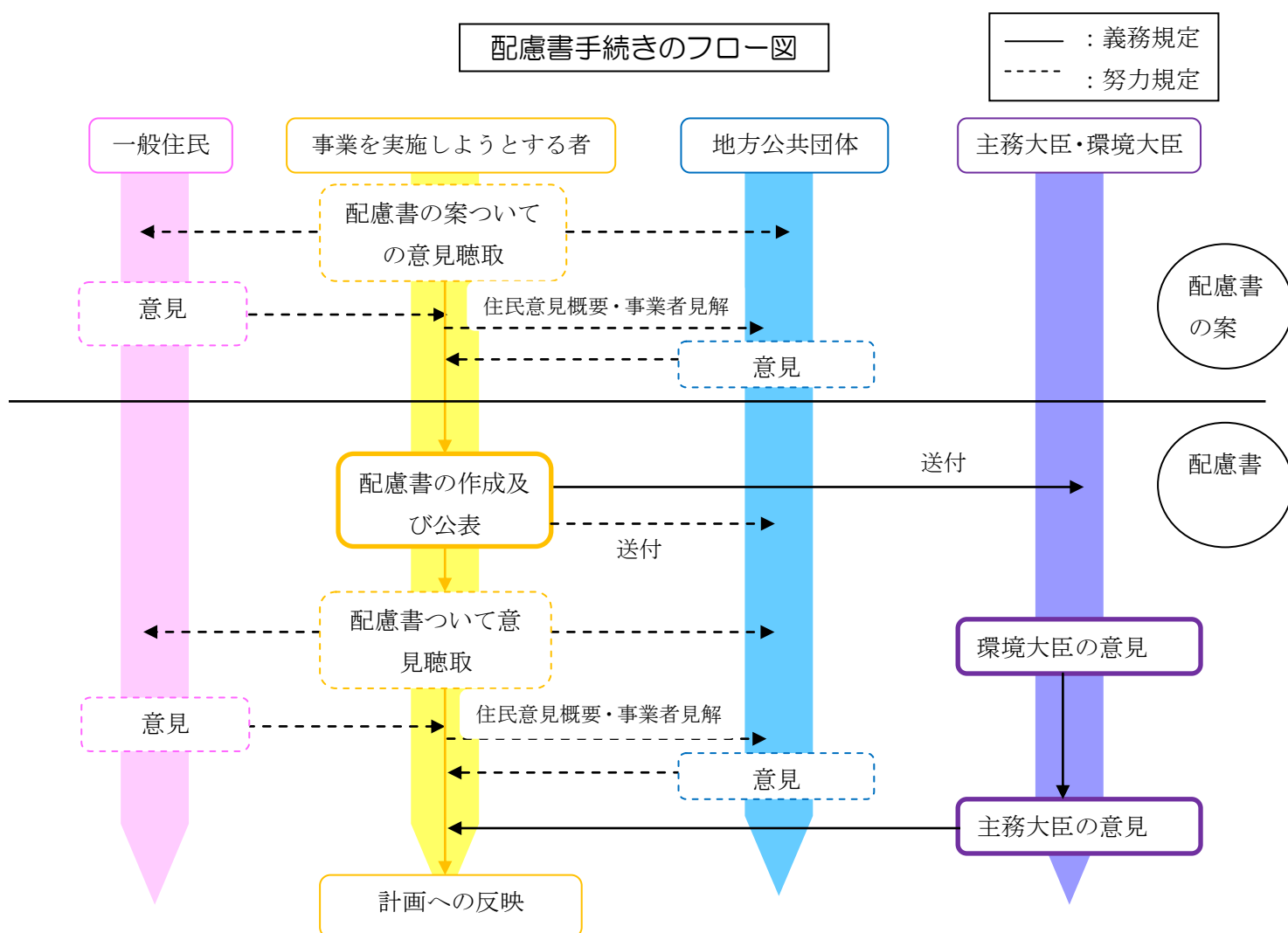
配慮書手続きについて

1 環境影響評価法の改正内容

(1) 計画段階配慮書（以下「配慮書」という。）手続きの導入[法第3条の2、第3条の3]

「配慮書」とは：事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、第1種事業を実施しようとする者が事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項についてその検討を行い、その結果をまとめた図書

＊環境影響評価法の対象事業は、国が関与する事業（国が行う事業や免許等が必要な事業等）が対象です。



(2) 配慮書の送付、公表[法第3条の4]

- ・事業を実施しようとする者は配慮書を主務大臣へ送付⇒主務大臣は環境大臣へ送付
- ・配慮書とその要約書を公表

(3) 主務大臣及び環境大臣の意見[法第3条の5、法第3条の6]

- ・主務大臣は環境大臣の意見を勘案し、事業を実施しようとする者へ環境保全の見地からの意見を述べる。

（４）意見の聴取[第３条の７、基本的事項]

- ・事業を実施しようとする者は配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体及び一般住民から環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。（努力規定）
- ・まずは一般住民からの意見を求め、次に地方公共団体からの意見を求める。
- ・地方公共団体からの意見を求めるにあたっては、一般住民からの意見の概要及び事業を実施しようとする者の見解を送付するよう努める。
- ・関係する地方公共団体及び一般住民から環境の保全の見地からの意見を求めない場合は、その理由を明らかにする。

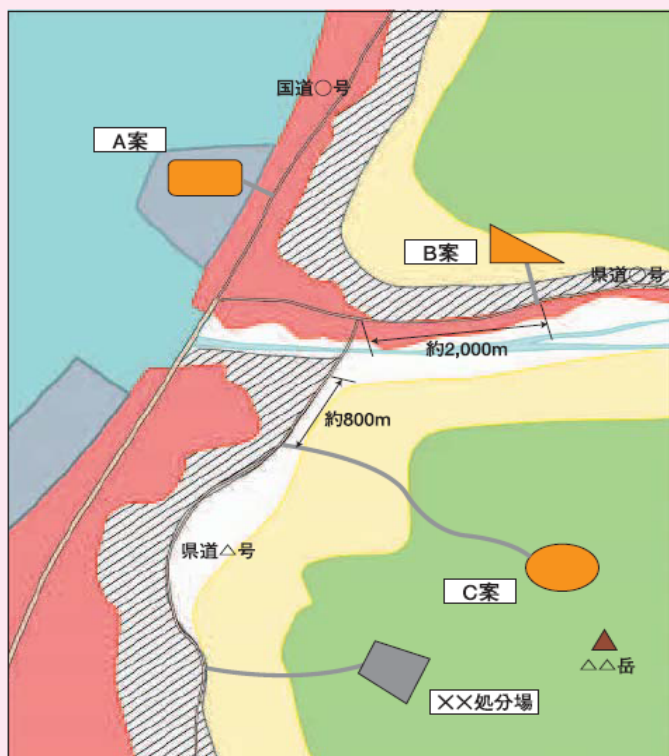
（５）配慮書の作成[法第３条の３、基本的事項]

対象事業	第１種事業を対象とする。第２種事業は自主判断とする。
計画段階配慮事項の選定	計画段階配慮事項とは事業に係る環境保全のために配慮すべき事項 環境配慮事項の範囲（環境要素・環境要因）は、現在実施されている方法書以降の手続きと同じ
複数案の設定	・第１種事業に係る位置・規模又は構造物等の配置・構造に関する適切な複数案を設定することを基本とする。 ・位置・規模に係る複数案を検討するよう努める。 ・現実的である限り、事業を実施しない案（ゼロ・オプション）を含めるよう努める。 ・複数案を設定しない場合はその理由を明らかにする。
調査方法	・調査は原則として国、地方公共団体等が有する既存の資料等により収集し、その結果を整理し及び解析することにより行うものとする。 ・重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等から知見の収集をするものとし、なお、必要な情報が得られない場合は、現地調査・踏査その他の方法により行う。
予測方法	可能な限り定量的に把握する。困難な場合には定性的に行う。
評価方法	（複数案が設定されている場合） ・複数案ごとの選定事項について環境影響の度合いを整理し、これらを比較する。 （複数案が設定されていない場合） ・選定事項についての環境影響が、事業者により実行可能な範囲で回避低減されているものであるか否かについて評価を行う ・環境保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについて可能な限り検討する。

2 ケーススタディ

SEAにおける評価のイメージ ～廃棄物最終処分場に係るケーススタディ※1～

■ ケーススタディにおける複数案の設定



A案(海岸部案)

自然環境に配慮するとともに住宅地を避け、
海岸部の埋立地に設置する案

B案(扇状地案)

国道○号の北側部では慢性的な渋滞が
発生しているため、渋滞箇所の交通量を
少なくした案

C案(山岳部案)

地形を活かしコストを低減する案

凡例

山林	埋立地	河川
田畑、水田、果樹園等	住居系用途地域の通過区間	アクセス道路
住居系用途地域	商業系用途地域	道路
現在の処分場	候補地	

※1:平成18年度環境影響評価制度等総合研究調査業務報告書
～戦略的環境アセスメント総合研究調査 技術手法編～から引用

■ ケーススタディにおける複数案の比較評価

環境要素			A 案	B 案	C 案
			海岸部案	扇状地案	山岳部案
環境の自然的 構成要素の 良好な状態の 保持	大気環境	大気質 騒音・振動	・・	**	*
	水環境	水質	*	*	*
		地下水	・・	・・	**
	土壌環境・ その他の 環境	地形・地質		*	
生物の多様性 の確保及び 自然環境の 体系的保全	動物・植物・生態系			・・	**
人と自然との 豊かな触れ合い	景観		*	・・	
	触れ合い活動の場			*	*
留意すべき環境要素			●水質(海域) ●景観	●大気環境 ●水質(河川) ●触れ合い活動の場	●大気環境 ●水質(河川) ●地下水 ●動物・植物・生態系
環境保全施策 との整合性	沿岸部の道路沿道の 生活環境(大気質、 騒音・振動)の改善		—	0	0
	△△岳の自然環境保全		0	0	—

凡例 ** : 影響が大きい * : 影響がある .. : 影響が小さい又は特になし
0 : 現況に同じ — : 悪化のおそれがある — : 悪化のおそれが大きい

3 他都市の状況

(1) 条例・要綱において SEA を規定している地方公共団体及び実施実績

団体名	根拠	条例	SEA 制度施行年月日	実績
埼玉県	要綱	埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱	平成 14 年 4 月	5 事例
千葉県	要綱	千葉県計画段階環境影響評価実施要綱	平成 20 年 4 月	なし
東京都	条例	東京都環境影響評価条例	平成 15 年 1 月	3 事例
横浜市	条例	横浜市環境影響評価条例	平成 23 年 8 月	なし
京都市	要綱	京都市計画段階環境影響評価要綱	平成 16 年 10 月	14 事例
広島市	要綱	広島県多元的環境アセスメント実施要綱	平成 16 年 4 月	なし

(出典：環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 資料より)